

姫路市立城東小学校いじめ防止基本方針

姫路市立城東小学校

令和6年4月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために、本校は家庭、地域、関係機関等と連携協力し、その変化に対応できる取組の推進に努める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

本校は、「共に生き 未来を見つめ 自立する児童の育成」の学校教育目標のもと、人権尊重と多文化共生の精神を基盤とし、目指す子ども像・目指す学校像を以下に示す。

○ めざす子ども像【みかつきの力を身に付けた子】

㊦ みとめ合う力

㊧ かかわる力

㊨ つたえる力

㊩ きめたことをやり抜く力

○ めざす学校像

- ・楽しい学校
- ・地域の人、歴史、文化を大切にし、ふるさと城東を誇れる学校

子どもたちがより良い学校生活を送ることができるように、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応に取り組み、いじめが生じた場合は、組織的な対応をするとともに、関係諸機関と連携しながら、適切且つ迅速に解決できるよう「学校いじめ防止基本方針」を定める。

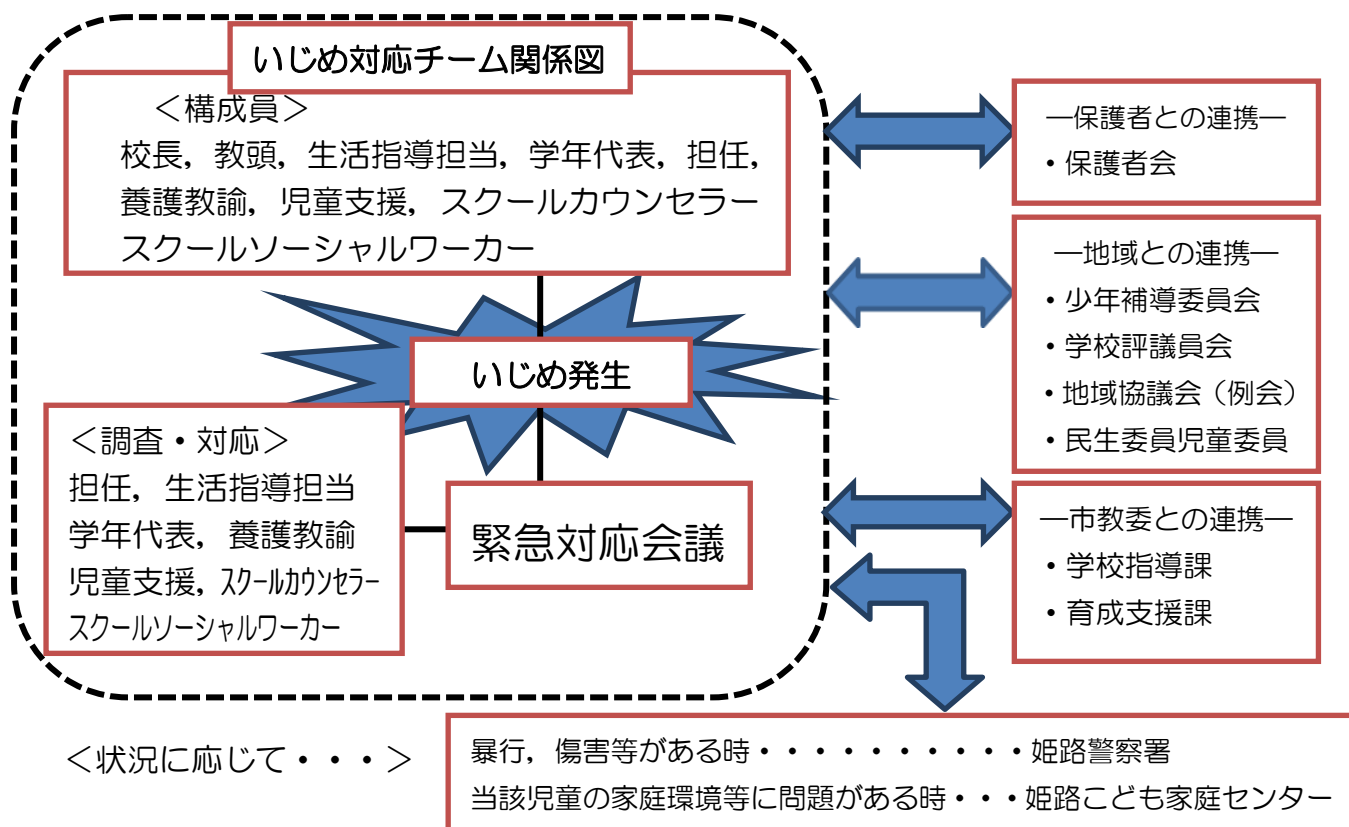
3 いじめ防止等対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの構成員

校長、教頭、生活指導担当、学年代表、担任、養護教諭、
児童支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(2) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や年間計画を作成し、具体的で実効性のある校内研修を企画する。
- イ 実態把握や情報収集を目的とした、いじめアンケート調査を実施する。
- ウ いじめの相談・通報窓口となり、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめが疑われる場合、事実関係の把握といじめか否かの判断を行う。
- オ いじめを認知した場合は緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- カ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図る。（重大事態の特性に応じた適切な専門家を加える）
- キ 「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、学校評価を踏まえてその改善に取り組む。その際、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。



4 いじめの未然防止の取組

道徳教育や人権・多文化共生教育等，心の通い合う教育活動を通して，心のきずなと児童一人一人の内面に対する共感的な理解を深めるとともに，教育活動全体を通じて，児童の自尊感情や自己有用感を高め，自主性や自立性・規範意識等の社会性を養う。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持つように指導する。

取 組	ねらい	具体的な内容
道徳教育の推進	資料や体験的・実践的な活動を通して自己を見つめ，思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。	・心情を深める資料の選定 ・思いやりや生命，人権を大切にする指導の充実と授業の工夫
人権・多文化共生教育の推進	自立と共生をめざす教育活動を展開する中で人権尊重の意識を高め，同和問題をはじめとする様々な人権課題を解決しようとする意欲・態度を養う。	・道徳（人権）教育授業参観 ・保護者への啓発活動 ・校区人権教育 ・教育講演会 等

体験活動（自然・社会 体験及び芸術・文化） の充実	兵庫型体験活動や姫路型体験 推進事業及び地域行事等を通 して、人・自然・社会などとの 関わりを深め、豊かな感性や自 主性・社会性を養う。また、芸 術・文化等の体験活動を充実さ せ、豊かな感性や情操を養う。	・昔遊び体験 <1年生> ・乗り物探検 <2年生> ・環境体験教育 <3年生> ・林間学校 <4年生> ・自然学校 <5年生> ・修学旅行 <6年生> ・城東幼稚園との合同運動会、 音楽会、ふれあい給食 ・芸術鑑賞会 等
特別活動の推進	学級・学校や地域の実態を踏まえ、 学級活動・児童会活動・クラブ活動・ 学校行事を通して望ましい人間関係 を形成し、集団の一員として諸問題 を解決しようとする態度やよりよい 生活づくりに参画しようとする自主 的・実践的な態度を育てる。	・児童集会 ・クラブ活動 ・委員会活動 ・代表委員会活動 等
保幼小連携、小中一貫 教育の推進による人 間関係力の育成と学 力向上	保幼小連携、小中一貫教育 を通して、いわゆる「小1 プロブレム」「中1ギャッ プ」をはじめとした、生活 面における課題の解消を図 ることで、豊かな人間関係 を構築し、学力の向上を図 り、自己有用感、自尊感情 を育てる。	・小学校就学前プログラムによる、 「小1プロブレムの解消」 ・小中一貫した共通の生活目標 を達成させることによる規範意 識の醸成 ・小中一貫カリキュラムに基づく、 わかる、楽しい授業による学習 活動の推進 ・保幼小中教職員が協働による園 児、児童、生徒の実態把握 ・小中合同研修会 （カリキュラム・マインド研修） ・保幼小合同研修会 （就学前、就学後研修）
「確かな学力」を育む ための教職員研修の 充実	学習指導の改善と充実を図 り、「わかる授業」を創造す ることで児童の学習意欲を 高めるとともに、基礎的・ 基本的な知識・技能を習得 させ、課題を解決するた めに必要な思考力・判断力・ 表現力の育成を図る。	・ICT機器やデジタルコンテンツ 等の活用 ・校内研修体制の充実 ・「朝の学習」の時間の充実 ・各教科における言語活動の充実 ・「家庭学習の手引き」に基づく家庭 学習の充実 ・ベテラン、中堅教員と若手教員の 協働体制

地域の各種団体との連携	連合自治会をはじめとする地域の各種団体との連絡を密にし、地域における子どもたちの生活の様子についての情報を共有する。 • 各種団体（連合自治会、PTA、連合子ども会、防犯、消防団、民生委員、民生児童委員）との協議を通して子どもたちの地域における生活の様子をつかむ。 • 緊急の事態における協働体制を確立しておく。
-------------	--

5 いじめの早期発見の取組

「いじめは全ての児童に関係し、すべての学校で起こり得るもの」ということを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの早期発見に努める。学校における教育相談体制や相談窓口を整備し、児童と保護者の心の相談に当たる。また、いじめ対応マニュアル等チェックリストを参考に、児童に対する定期的な「いじめアンケート調査」を実施する。

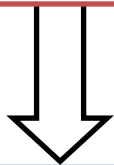
取 組	ねらい	具体的な内容
日常の観察	児童と共に過ごす機会を積極的に設け、児童の様子や人間関係を把握する。	• 休み時間や放課後などの巡回指導や目配り。
いじめアンケート調査	いじめアンケートを実施し、情報収集を図る。	• いじめアンケートとしては学期に1回行う。 • 生活実態調査もいじめアンケートとして活用する。
教育相談（児童・保護者） （学校カウンセリング）	日ごろから気軽に相談できる環境を作り、児童理解に努める。	• 学級担任による面談 • スクールカウンセラーによる面接
連絡帳、通信の活用	担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係の構築を図る。	• 学校側の取組についての情報を伝えたり、家庭での様子や友人関係についての情報を集めたりする。
教職員間での情報交換、 連絡、相談 （職員会議） （生活指導委員会）	全職員で情報を共有し、早期対応を図る。	• 報告、連絡、相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。 • いじめ問題を学校全体で

		組織的に対応するために情報交換をしたり、事例研究をしたりする。
家庭訪問，個人懇談	保護者と連絡を取り，情報収集に努め，協力を求める。	・生活状況を把握する。
地域との連携 (民生委員・民生児童委員との話し合い)	家庭や地域での児童の様子を話し合い，情報交換や協力・連携を図る。	・学校の取組を伝える。 ・民生委員，民生児童委員との情報交換を行う。

6 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は，これを軽視することなく，早期に正確な事実把握を行うことが大切である。

いじめの兆候を発見



- ・「いじめ対応チーム」に報告，召集する。
- ・いじめられた子どもを徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。
(登下校，休み時間，清掃時間，長期休業日)

- 正確な事実把握**
- ・当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い，詳細に記録を取る。
 - ・関係教職員と情報を共有し，事実を正確に把握する。

- 指導体制
方針の決定**
- ・指導のねらいを明確にする。
 - ・全ての教職員の共通理解を図る。
 - ・対応する教職員の役割分担を行う。
 - ・教育委員会や関係機関との連携を図る。

- 児童への指導
保護者との連携**
- ・いじめを受けた児童や情報を提供した児童を保護し，心配や不安を取り除く。
 - ・いじめを行った児童に，相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い，「いじめは，決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに，その児童の成長につながるような働きかけも行う。
 - ・保護者と直接会って具体的な事実を伝え，対応策を話し合う。また，協力を求めるとともに，今後の学校との連携方法も話し合う。
 - ・家庭での指導の徹底を依頼し，再発防止に向け取り組む。
 - ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては，それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・いじめを見ていた児童にも，自分の問題としてとらえさせ，誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

- 事後の対応**
- ・いじめを受けた児童の心のケアを図る。(スクールカウンセラー，関係機関)
 - ・いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
 - ・心の教育の充実を図る。(学級・学年・学校経営)
 - ・児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
 - ・いじめの解消については，行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月以上継続しており，そのことが本人及び保護者の面談等で確認されていることを要件とする。

7 ネットやケータイ等を通じて行われるいじめへの対応

- ・教職員は、ネットやケータイ等の特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。
- ・日頃から児童及び保護者に対して啓発を行う。
- ・保護者と連携し、早期発見に努める。
- ・ネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、証拠の確保・聴き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図る。また、警察等の機関と連携して対応する。

8 重大事態への対処

重大事態の意味

- (1) いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

重大事態への対応

学校が重大事態であると判断した場合、ただちに姫路市教育委員会に報告をし、どのような組織によって、どのような調査を行うか判断を受ける。

- (1) 学校が主体となる場合

学校が主体となる場合には、「いじめ対応チーム」を母体として、当該重大事態の態様に応じて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しないもの（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等による参加を得て、当該調査の公平性、中立性を確保する。

- (2) 教育委員会が主体となる場合

教育委員会の諮問に基づく「姫路市いじめ問題調査委員会」による調査に協力し、事態の解決に向けて対応する。

調査の実施

当該重大事態に至る要因になったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

9 いじめ防止に係る年間計画（予定）

- ※ 年間を通じて、日常の観察、道徳・人権教育によりいじめ防止啓発を行う。
- ※ 職員会議、生活指導委員会において、気になる児童に関する共通理解、情報共有を行う。
- ※ ライフスキル教育を通して、問題行動を未然に防ぐ積極的な生活指導を展開する。
- ※ 随時、ネットトラブル対策（スマホ・ケータイ、ゲーム等）の指導を行う。
- ※ 問題が生じた場合、迅速にいじめ対応チーム会議を開く。

月	職員会議等	未然防止に向けた 取組	早期発見に向けた 取組	保護者・地域と の連携
4	○生活指導計画 いじめ対策に関 わる共通理解 【職員会議】 【生活指導委員会】	○学級ルール作り ○集団行動の指導	○スクールカウ ンセラーの周知 (児童・保護者)	○授業参観
5	○いじめ対応チ ーム会議 【職員会議】 【生活指導委員会】	○歓迎遠足 ○運動会練習 ○ライフスキル教育 (目標設定スキル)	○児童相互の関わ りの観察	○民生・児童委 員との連絡会 ○地域の方々を 運動会に招待
6	○東光中ブロック 小中一貫教育推 進委員会 【職員会議】 【生活指導委員会】	○小中一貫教育東 光中ブロックあ いさつ運動 ○児童会集会活動 ○ネットトラブル 対策講座	○いじめアンケ ー調査	○少年補導委員 との懇話会 ○学校評議員会 ○オープンスク ール
7	【職員会議】 【生活指導委員会】	○夏季休業前生活 指導 ○夏季休業中 校区内巡回補導	○夏季休業中 校区内巡回補導	○校区人権推進 委員会 ○個人懇談会 ○東光中ブロ ック愛護育成 会総会並びに 講演会
8	○東光中ブロック 小中一貫教育カ ンセラー研修 ○ライフスキル教 育研修（姫路） 【職員会議】 【生活指導委員会】	○夏季休業中 校区内巡回補導	○夏季休業中 校区内巡回補導	

9	【職員会議】 【生活指導委員会】	○新学期学級指導 ○林間学校に向 ての指導（4年） ○自然学校にむ けての指導（5年） ○修学旅行にむ けての指導（6年） ○音楽会練習	○林間学校に向 ての指導（4年） ○自然学校にむ けての指導（5年） ○修学旅行にむ けての指導（6年）	○オープンスク ール
10	【職員会議】 【生活指導委員会】	○林間学校に向 ての指導（4年） ○自然学校にむ けての指導（5年） ○修学旅行にむ けての指導（6年） ○人権フォーラム ○ライフスキル教育 （意思決定スキル） ○音楽会	○林間学校に向 ての指導（4年） ○自然学校にむ けての指導（5年） ○修学旅行にむ けての指導（6年）	○校区人権教育 講演会 ○地域の方々を 音楽会に招待
11	【職員会議】 【生活指導委員会】	○自然学校にむ けての指導（5年） ○城東フェスティ バルに向けての指導 ○小中一貫教育東 光中ブロックあい さつ運動	○自然学校にむ けての指導（5年） ○城東フェスティ バルに向けての指導 ○いじめアンケー ト調査	
12	【職員会議】 【生活指導委員会】	○冬季休業日にむ けての指導 ○冬季休業中 校区内巡回補導	○冬季休業中 校区内巡回補導	○個人懇談会
1	○学校評価 【職員会議】 【生活指導委員会】	○冬季休業中 校区内巡回補導	○冬季休業中 校区内巡回補導	○民生・児童委 員との連絡会 ○学校評価 （教職員）（保護者）
2	【職員会議】 【生活指導委員会】	○児童会集会活動 ○ライフスキル教育 （対人関係スキル） ○小中一貫教育東 光中ブロックあい さつ運動	○いじめアンケー ト調査	○オープンスク ール ○学校評議員会

3	○いじめ対応チーム会議 【職員会議】 【生活指導委員会】	○春季休業日にむけての指導 ○春季休業中 校区内巡回補導	○春季休業中 校区内巡回補導	
---	------------------------------------	------------------------------------	-------------------	--

10 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起きている集団	
☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている	☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする	☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
☐ 班にすると机と机の間に隙間がある	☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる	
☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある	
☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある	
☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている	
いじめられている子	
◎日常の行動・表情の様子	
☐ わざとらしくはしゃいでいる	☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
☐ 下を向いて視線を合わせようとしない	☐ 顔色が悪く、元気がない
☐ 早退や一人で下校することが増える	☐ 遅刻・欠席が多くなる
☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	☐ とくとき涙ぐんでいる
☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	
◎授業中・休み時間	
☐ 発言すると友だちから冷やかされる	☐ 一人でいることが多い
☐ 班編成の時に孤立しがちである	☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	☐ 教職員の近くにいたがる
☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	
◎昼食時	
☐ 好きな物を他の子どもにあげる	☐ 他の子どもの机から机を少し離している
☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする	☐ 食べ物にいたずらされる
◎清掃時	
☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	☐ 一人で離れて掃除をしている
◎その他	
☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする	☐ 理由もなく成績が突然下がる
☐ 服に靴の跡がついている	☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
☐ 手や足にすり傷やあざがある	
☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
いじめている子	
☐ 多くのストレスを抱えている	☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる	☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
☐ 教職員によって態度を変える	☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す	☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう	

